

No.5 2001年12月発行

淀川水系 流域委員会 琵琶湖部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

- 第5回琵琶湖部会の内容……………P.1
- 第5回琵琶湖部会の説明資料より抜粋……………P.11
- これから開催される委員会および部会等について……………P.20
- これまで開催された委員会および部会等について……………P.21
- 当日資料の閲覧・入手方法……………P.22

平成13年10月12日(金) 第5回琵琶湖部会が開かれました。



【長浜ロイヤルホテル】

琵琶湖部会委員リスト

2001.10.12現在
(五十音順、敬称略)

	氏名	対象分野	所属等	備考(兼任)
1	井上 良夫	地域の特性に詳しい委員(水辺の遊び)	BSCウォータースポーツセンター校長	-
2	江頭 進治 (部会長代理)	河道変動	立命館大学理工学部 教授	委員会
3	嘉田 由紀子	地域・まちづくり(環境社会学、文化人類学、住民参加論)	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	委員会
4	川那部 浩哉 (部会長)	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長	委員会
5	川端 善一郎	生態系	京都大学生態学研究センター 教授	-
6	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授	委員会
7	小林 圭介	植物(植物社会学)	滋賀県立大学 名誉教授、 永源寺町教育委員会 教育長	-
8	宗宮 功	水質(水質工学)	京都大学大学院工学研究科 教授	委員会
9	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい委員(自然・環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	委員会
10	中村 正久	水環境(環境政策、環境システム工学)	滋賀県琵琶湖研究所 所長	委員会
11	西野 麻知子	動物(陸水動物学)	滋賀県琵琶湖研究所 総括研究員	-
12	仁連 孝昭	経済	滋賀県立大学環境科学部 教授	-
13	藤井 絢子	地域の特性に詳しい委員	滋賀県環境生活協同組合 理事長	-
14	松岡 正富	地域の特性に詳しい委員	滋賀県漁業青年部 理事、 朝日漁業協同組合 代表監事	-
15	水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授	委員会
16	三田村 緒佐武	環境教育(水環境教育、生物地球化学)	滋賀県立大学環境科学部 教授	委員会
17	村上 悟	地域の特性に詳しい委員 (鳥類生態、ラムサール条約)	琵琶湖ラムサール研究会 代表	-

注:対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

第5回琵琶湖部会の内容

13名の委員が出席して審議が行われました。当日は、河川管理者から琵琶湖を中心とした淀川水系の現状(人と川のかかわり)について情報提供があり、その後、委員より環境をテーマとした説明が行われ、意見交換がなされました。

第5回琵琶湖部会(2001.10.12開催)速報

2001年12月6日現在

1. 第5回委員会の概要

- ・第5回委員会の概要について、資料1を用いて部会長と庶務より説明があった。

2. 琵琶湖を中心とする淀川水系の現状(環境、人と川との関わり)についての情報提供

河川管理者からの主な説明

資料2を用いて、淀川水系の現状(人と川との関わり)についての説明があった。

・洪水から街を守る

- ・水防活動は、河川改修と並ぶ「車の両輪」であり、その両輪によって、我々の生命、財産が守られている。
- ・水防活動は水防法に基づいて行われており、実施主体、責任は市町村にある。県は水防計画の策定、洪水予警報、水防警報など、活動支援を行う責務を負っている。
- ・水防団の課題としては、団員の高齢化、サラリーマン団員の増加により、緊急時の対応が難しい点、周辺の水防に対する理解の低下、などが挙げられている。
- ・洪水に関する情報提供としては、浸水地域、避難場所等を示した洪水ハザードマップ原案等が公表されている。

・水利用について

- ・水を利用する側でもさまざまな節水対策が行われている。一方、河川管理者も節水意識啓発のためのパンフレットの作成をはじめ、様々な活動を行っている。
- ・河川の水量については、野洲川は上流で取水され下流の水量が非常に少なくなって、瀬切れ(水の流れが途絶えてしまう状況)がおこることがある。姉川は多くの堰があり水が高度に利用されているが、野洲川と同様の状況が発生している。
- ・水面利用のトピックスとしては、琵琶湖の湖上を船で渡って、大津市内の道路の渋滞を回避しようという社会実験が計画されている。

・河川利用について

- ・瀬田川洗堰の上流ではボートや釣りが、下流ではカヌーやラフティングが盛んに行われている。野洲川の落差工の付近では、釣を中心とした利用がある。
- ・河川利用の特徴として、堤防の天端に道路が兼用してつくられているという状況がある。また、ゴミの不法投棄や堤外に民地が残っている等の問題がある。

- ・琵琶湖における生業（なりわい）について
- ・琵琶湖の漁業経営体数、漁船の保有台数、漁獲量は減少傾向にある。琵琶湖の漁業は、漁具の発達等によって、待ちの漁法から攻めの漁法へと変化した。
- ・ヨシについては、従業者数、製品出荷額ともに減少している状況にある。

（質疑応答）

- ・「待ちの漁法が攻めの漁法に変化した」と説明されたが、昔から待ちと攻めが両方あり、現在は待ちの漁法ができなくなっただけというのが事実である。また、水産業の大きな変化として、湖面の漁業が大きく衰退し河川の漁業だけが残っていることが挙げられる。
- ・改めて詳しい情報を提供頂ければありがたい。（河川管理者）

村上委員からの主な説明

資料3-2を用いて、目的合理型計画の功罪と形態交流社会の可能性、ラムサール条約と淀川水系流域管理、についての説明が行われた。

- ・目的合理型計画の功罪と形態交流社会の可能性
- ・新河川法で新たに加わった「環境」という言葉は多様な意味を含んでおり、今まで治水、利水が主であった中でこぼれてきた雑多な要素を一言で丸めてしまったもの、と言える。従って河川整備計画は治水、利水に加えて多くの事柄を目標にすることになる。しかし、それらはトレード・オフの関係にあるため、どのように総合的に望ましい状況にするのか、良い川とは何か、非常に難しい問題である。
- ・物事の進め方には大きくは資料に示した2種類、目的合理システムと形態交流システムがある。
- ・目的合理システムはこれまでの河川管理、行政、企業の物の進め方といえる。これは、まず目的ありきの進め方で、目的達成の面では非常にすぐれ、時間的、コスト的にも効率がよい。ところが、この進め方では、ある部分はうまくいくが、全体で見るとおかしな事が起こることがある。
- ・目的合理システムで生まれる問題を解決するには、形態交流システムに変える必要がある。形態交流システムとは計画や事業に関わるそれぞれの組織や人がお互いや周囲の状況を判断しつつ活動し、問題が起こったら、もう一度目的を探し直す進め方である。
- ・今後、全利害関係者が集い、計画を作りながら、事業を実施して常に計画を塗りかえる、という進め方に変えていく必要がある。
- ・形態交流システムがうまく機能するためには、そこに関わる人のコミュニケーション能力の向上が鍵となる。この場合、人と人だけではなく、川と人とのコミュニケーションも含まれている。
- ・川のことにも地域のことに詳しく、合意形成能力も持っている「川守さん」というような人物を提案したい。今、河川管理者はそこまでは賄いきれておらず、住民団体も河川管理者がやっているほどの仕事はできていない。そこをトータルに賄う「川守さん」のような人材の育成が非常に大事だと思う。

- ・ラムサール条約と淀川水系流域管理
- ・ラムサール条約は今後の議論に大きく関係するため、幾つかの誤解を最初に解いておきたい。
 - a. 日本人は河川や琵琶湖を「湿地」とは言わないが、条約中の湿地（wetland）という言葉は「水のある土地」という意味で、湖や河川等も含んでいる。この条約は水の溜まっているところ全てを保全する条約である。
 - b. この条約は「水鳥保護」条約と思われているが、湿地の生態系とそれと共にある人の生活や文化などを総体として保全しようという条約である。
 - c. 登録された湿地のみが条約の適用対象と思われるが、条約が定めている保全の対象は締約国に存在する全ての湿地である。
- ・資料3-2にラムサール条約の締約国会議で採用された決議と勧告文を掲載した、住民参加と流域管理に関わる部分は今後の流域委員会の議論に有用と思われる。特に、住民参加について、「利害関係者相互の信頼関係を築くことが重要で、そのためには仲介人となる人材が必要」と記されている点を強調したい。

（質疑応答）

- ・現在、ラムサール条約は単独の湿地というよりも、流域というものを海岸まで含めて、「river basin project」という考え方で動いていると聞く。（部会長）
- ・その通りである。それに関する決議文も今回の資料に入れている。（村上委員）

寺川委員からの主な説明

資料3-1を基に、水上バイクの現状と問題点等の説明が行われた。

- ・水上バイクについては、水質汚染が最も重要な問題であるが、騒音や悪臭、湖岸の環境、人身事故、規制の不備等、様々な問題がある。
- ・新海浜では水上バイク関係車両の進入によって松林が伐採される等、湖岸の環境破壊が進んでいる。大津市柳が崎などは水上バイクのメッカになっているが、取水塔周辺を走行する水上バイクが排出する油による飲み水の汚染の危険性、近くを泳ぐ子供の健康や安全等の問題がある。新旭町では湖岸での水上バイクの利用自粛を訴えているが、全く効果がない、誰も注意しない、という状況である。安曇川町では水上バイクの規制強化を求める県条例の制定等を町議会で議決した。
- ・旧運輸省では1999年に水上バイクの水質調査を行ったが、ベンゼン、トルエン、MTBEなど発がん性のある、あるいは疑いのある物質が、環境基準を上回る数値を示した結果が報告されている。滋賀県の調査でも22ヶ所の取水口付近のうち1ヶ所でトルエンが検出されているが、アメリカの調査等と比べると不十分であり、水上バイクが集中する日曜、祭日に行っていないなどの問題もあるため、知事が安全宣言を出したことは問題がある。
- ・湖上で走行している水上バイクの2割程が特殊なオイルが必要な改造型であり、燃費効率も悪く大量の油が琵琶湖に流入している。
- ・カリフォルニア州の規制状況では、水上バイクだけでなく有害なものについては早急に禁止するなどの措置を行っている。日本各地でも、水上バイクの規制等が進んでいる。国土交通省が直接管理しているわけではないが、琵琶湖の水は近畿1,400万人の飲料水でもあり、生態系の問題等も含め、大きな問題である。
- ・琵琶湖における水上バイク問題を抜本的に解決するため、国土交通省、厚生労働省、環境庁

の3省に対しては取り締まりのための法整備等の要望、日本舟艇工業会に対しては不良製品の販売停止の要望を9月に提出した。

- ・「日本の水道水が安全なのは水質の検査項目が少ないからだ」と言われるように、欧米に比べると検査基準が大雑把であり問題である。水上バイクの水質汚染問題にしても、年平均で考えるのではなく、一時的、局所的な部分も考慮しなければいけないと思う。量も重要であるが、それとともに質の管理をきちんと言うことが、今後の課題である。

(質疑応答)

- ・滋賀県は水上バイクの水質調査を2回行っているが、市民レベルでも身銭をきって水質調査をしている。行政の調査は完全ではなく、市民の素早い情報収集能力と発信力を活かせるよう市民レベルの調査に対して、行政からのバックアップすることも必要だと思う。
- ・市民レベルの声をどのような方法で聴取するか、ご指摘の点も含めて流域委員会でも議論しなければならないと思う。(部会長)
- ・8月に滋賀県が行った水上バイクの試験走行等の調査結果については、県議会で知事が、「時間及び空間的に局所的であると認識しており、今直ぐには水上バイクを全面禁止にはしない」という見解を出した。今後、県では琵琶湖の適正利用懇話会をつくり、水上バイクの問題等について検討する予定である。(滋賀県)
- ・湖面利用については、治水、利水、環境の全てを考慮することが重要であるため、関連する委員会の資料など、県からも情報提供をして欲しい。(部会長)
- ・懇話会での検討が始まる前に、知事が安全宣言を出したのは問題があると思う。
- ・琵琶湖は基本的には誰もが自由に使用することができる。湖面を市町村に分割するなど管理のルールづくりを考える必要があるのではないかと。
- ・この問題については、広い意味での河川の管理という難しいが大変重要な問題であり、今後議論をする必要があると思う。(部会長)
- ・琵琶湖の各地の浜には掟があり、その掟を周知徹底している浜はルールが守られているが、そうでない浜では守られておらず、そのような状況がだんだん広がっているのが現実である。
- ・懇話会に水上バイク問題について懸命に取り組んでいるグループが含まれていないのは、公平性に欠けると思うので、公開討論会を開催し、オープンな場で議論して欲しい。現在、休日には200台もの水上バイクが湖面を走行していると考えられ、来期を待たず、早急に対策を取るべきである。(寺川委員)
- ・この件について県は十分に考えて頂きたい。(部会長)
- ・水上バイク関連の資料については、インターネットでも公表している。(滋賀県)
- ・懇話会のメンバー等は全て公開しており、その中には県民公募委員も含まれている。また、公聴会を開き、一般からの意見も踏まえた議論を行っている。(滋賀県)
- ・懇話会では、湖面利用のルールづくり等について議論しているが、水上バイクの利用については、来シーズン迄には結論を出したいと考えている。(滋賀県)

3. 一般傍聴者からの意見

- ・丹生ダムに関連する工事によって姉川に濁水が流れ込み、漁業に被害を与えている。工事による濁水についてどう考えているのか。
- ・春になると農業排水のため湖岸一帯が濁るが、過去に農業排水について調査しているのか。

- ・琵琶湖の水を浄化するよりも、琵琶湖に流入する水を先ず浄化することが、琵琶湖の水質を浄化するためには大切ではないか。
- ・濁水の問題等について、今後の課題として流域委員会で検討して頂きたい。
- ・濁水問題については問題意識を持っており、対応している。完全な対応というわけではないが、今後も漁協と協議を行い、対応していきたい。(河川管理者)
- ・水上バイクから排出される物質が、熱等によって化学反応を起こし、有害物質に変化する可能性もある。排出される物質がどのような影響を与えるのかを事前に見極めてから、水上バイクを使用する必要があるのではないかと。
- ・漁業者の意見を代弁すると、水上バイクの問題で最も影響を受けるのは人間よりも弱い存在の魚類であり、漁業者が先ず被害を受ける。しかし、漁業への被害は、水質のように定量的に計測できないため、状況を把握するには時間がかかる。(委員)
- ・魚類が活発に活動する4月下旬から5月にかけて、農業排水による泥水が琵琶湖沿岸部を覆う。それが、魚の餌となるプランクトンの発生を阻害し、漁獲量の減少につながる要因となっていると思われる。特に、圃場整備が始まる前とその後三十数年を比べると、漁獲量は4分の1に減少しており、流域委員会で何が要因であるのか検討して頂きたい。

4. 意見交換

水質問題(濁水等)について

- ・濁水の問題等について農業関係の研究機関等、委員以外の様々な機関からも情報提供して頂いて、議論することは、この委員会の情報の出し方から見ても重要ではないか。
- ・濁水の問題が魚類に与える影響は重要であり、湖の中の視点から以下の点を指摘したい。この30年間で琵琶湖の浅い部分の泥質が多くなったり、侵食によって陸上の砂浜が湖底に提供される等、底質が大きく変化した。その原因は、河川改修等によって流入河川から琵琶湖への土砂が減少したこと、琵琶湖に流入する土砂が泥質になったこと等が考えられる。単に濁水の問題だけでなく、河川改修が琵琶湖に及ぼす影響等、関連する一連の流れを議論する必要があるのではないかと。また、湖の浅い場所の生態系への影響も議論した方が良い。
- ・濁水が問題で琵琶湖のアユがどれだけ減少しているかという論文を書いているが、有機質より、無機質に近い濁水が問題である。この件については近々、部会で報告したいと考えている。
- ・濁水の問題については是非、情報提供をお願いしたい。(部会長)
- ・濁水と漁業の関係についての話があったが、その原因は人為的なものなのか、自然的なものなのかははっきりしない面がある。
- ・濁水の発生源は流域上流の山腹の裸地などであり、河川堆積した土砂は河道にたまり、洪水によって発生した濁流は流域下流まで流れる。このため、濁水の物理的な側面について説明するにあたっては、流域全体で考える必要がある。
- ・最終的に濁水の成分は湖底に堆積するため、湖底の堆積物、底質が長期間にわたって変化するのは自然の摂理だと思う。また、北湖と南湖では水深が異なるため、冬場に水の移動が起こり、南湖の有機物が北湖に運ばれて北湖の底質が悪くなる要因ともなっている。
- ・濁水の原因として、ダムの工事以外に、ダム完成後の管理の仕方によって濁水が長期化することがあると聞くが、ダムの管理についてどう予定されているのか、教えて欲しい。
- ・ダムによっては濁水が長期化する場合があり、その状況もダムによって様々である。現在、バイパストンネルの設置等、様々な取り組みをダムによっては行っている。(河川管理者)

- ・丹生ダムについても濁水のシミュレーションを行っているが、濁水の長期化は殆ど起こらないだろうという結果となっている。これは、丹生ダムでは選択取水設備を導入し、任意の水を放流する操作ができるしくみにしているためである。(河川管理者)
- ・ダムの濁水問題については、選択取水方式という技術を導入することによって、殆どの濁水問題を解決することができると専門分野の人々は考えている。
- ・ダムが完成する前の予測とダムが完成した後の実際のデータが、比較できるような情報等があれば、様々なことを考えることが出来るので提出して欲しい。(部会長)
- ・10年程前に、ダムができてからのフォローアップを行う委員会を設立している。管理ダムの完成後のフォローアップ調査のデータを調べ、報告する。(河川管理者)
- ・選択取水設備の導入によって、導入されていない場合より水質が改善されたことは十分評価すべきだが、ダムがない場合の状態には達しておらず、その達成率を知りたい。このような改善率や達成率等がわかるデータがあれば、断片的でもいいので提出して欲しい。(部会長)
- ・淀川部会では、様々なダムの選択取水設備がある場合とない場合の流入や流出の水温を示しているため、該当する部分を今回の琵琶湖部会で説明する。(河川管理者)
- ・細かい粒子や粗い粒子等、濁水の種類にも色々ある。例えば、魚類では細かい粒子の方が死亡率が高いというデータもあり、選択取水設備を導入しても、細かい粒子の場合は下流に放流されてしまう場合があれば、問題である。
- ・農業排水等について、濁水の何が問題であるか十分整理されていない。解決策の方向性を示すため、流域委員会で議論する必要があると思う。
- ・偶然の一致かもしれないが、各河川でダムが建設されてから後、アユの冷水病が問題になっている。この問題は選択取水設備の導入によって、改善の方向に向かうと思うが、アユにとっては水温調節も濁水の問題も大切である。
- ・この件については、データを提供して頂きたい。(部会長)
- ・丹生ダムについては、「河川管理者」から、どのような方向で議論して欲しいといったことは一切言われていない。流域委員会で議論した上で、意見がまとまればその内容をもとに、「河川管理者」が整備計画の案を策定するという事になっている。従って今、ダム問題を議論しているのは、前提としているわけではなく、ダムの操作の問題等についても、重要な問題であれば、流域委員会で議論することはあり得ると思う。(部会長)

検討すべき課題について

庶務より資料4について、説明が行われた。

・ 検討の視点について

- ・従来の河川の計画は、水の物理的な問題の解決が主であったが、今後は地域によっては水の生物学的問題や環境的問題が主となる場合もあり、問題の性質が多様化するとともに、議論の前提となる時間軸、空間軸も幅広く意識する必要がある。このような状況では、統一的な管理目標を設定するよりも、地域ごとに議論を深めて共通の目標を作り上げることが必要である。
- ・時間軸、空間軸の話が出たが、問題ごとにどのスケールで議論すべきか確認しながら議論していく必要がある。
- ・人間の目だけではなく、魚の目でも見る必要があるのではないか。水上バイクの問題でも、

- 人間には許容範囲であっても、魚には許容範囲でないこともあると思う。研究機関等での調査も並行させながら、県サイドでもそのような視点で調査する価値はあると思う。
- ・丹生ダムについてシミュレーションされていると言われたが、人間の感覚レベルではなく、魚レベルくらいでシミュレーションを行えば、もう少し良い方向に変えられるのではないかと。

・ 法律に関する問題について

- ・ある一定の政治的なプロセスを経て法律のもとで決定されてきたことの経緯と、我々が議論していること、流域委員会で出す結論との関係を認識する必要がある。その場合、当事者を含めた多方面からの情報提供が必要となる。行政法上の解釈も念頭に入れた議論が必要だと思ふ。
- ・委員会でも法律に関して少し議論があった。現在、流域委員会には法律の専門家は1人しかおられるので、その方にこの部会で発言頂くなど、多方面から議論することが重要である。(部会長)
- ・これからの河川管理の体制を考えることは非常に大きな問題である。住民と行政がどう付き合っていくかが流域委員会の議論の中で、非常に重要になると思う。法的な部分もかなり関係してくるので、法律分野の専門家の意見も聴く必要があると思う。

・ 今後の議論の進め方について

- ・同じ土俵での議論ができていないように感じており、まず何を議論すべきかをはっきりさせないと解決できないように思う。また、行政の人たちは組織としての考え方で、個人としての考え方でなく、発言がかみ合わないように思う。行政も、国家のための河川管理ではなく、市民のため、という視点で話して頂くと、同じ土俵で話ができる。
- ・大きい琵琶湖を語らずして淀川水系は語れないので、いろいろな問題が多々出てくる。どう進むかはわからないが、とりあえず何でもいから琵琶湖、淀川について話をする事で、次に進んでいくのではと思っている。
- ・乱暴な云い方をすると、ここで琵琶湖の問題を審議しても、河川管理者は「関係ない」と思っているかも知れない。同じ土俵に上がっているのかも不明である。
- ・この流域委員会では、今までのやり方をまるっきり変えようとしている。今は現状認識の段階として、情報を大小問わず出し合い、それを踏まえて次に課題を議論しようとしている。「これはここには出すべきではない」などと考えず、「これが問題だ」と思うことは、どんどん出して頂きたい。行政も「市民のため」の河川管理を目指しており、そのためにこの流域委員会のようなやり方も行っている。(河川管理者)
- ・「市民のための河川管理を目指している」と云われた河川管理者を信じることにする。
- ・滋賀県でも、同じような形で淡海の川づくり委員会を進めているが、流域委員会で議論された内容についても参考にしたい。最終的な決定場所はそれぞれあるが、お互い積極的に情報提供や連携をして進めていきたい。(滋賀県)
- ・流域委員会で結論が出ない諸問題について、流域委員会としてどのようなアウトプットを出して、非常に難しい問題を扱う仕組みを考えていくかが大切。また、NGO等が有効に機能するための仕組みや具体的提案まで流域委員会で議論する必要があるのか、はっきりさせておいた方がよい。
- ・来春に河川管理者に対して出すアウトプットについて、「ここを中心に最低限まとめましょ

う」という共通のイメージを持つ必要がある。イメージを共有した上で、住民の意見聴取や現地視察について決めていく方が良いと思う。今、絶対必要と私が考えるのは湖面利用のあり方、丹生ダムの問題、濁水問題、水のしくみの変化による琵琶湖への影響等が挙げられる。これらは共通認識として出てきていると感じる。

- ・これからの部会の進め方について皆さんの意見を聞きたい。「整備計画に対して最低限議論すべき項目を先に決めて、議論したい」という意見があったが、これは今までのこの私の進め方とは正反対である。(部会長)
- ・この流域委員会はスケジュール的に長いようで短いため、いくつかの問題は、ある程度見通しを持って、一定の結論を出しておいた方がよいと思う。但し、結論を出せなかった問題の扱いを考えると、この流域委員会の課題だと理解している。また、国土交通省だけでなく、農水省や環境省など、他省庁や県との連携も必要であるため、次の受け皿を考えていくことも必要である。
- ・私はこれまでのこの部会の進め方を希望したい。この流域委員会で整備計画の枠組みを今から考えた上で、従来のものと見比べて合わすという方法がとれると思う。ただ、過去にどのような経緯があったのかを見直すことは必要であると考えている。
- ・一見、遠回りの議論が多いように思われるかも知れないが、これから整備計画が最終のアウトプットであるとしても、途中の成果物が実は非常に大事なかもしれない。
- ・過去と現在に関する情報提供を先ずするというのが、この流域委員会のあり方で、まだ終わっていないと考えている。そして、河川に対する考え方や思いについても必ず聴くと委員会で決められており、これらを聴く前に個々の問題について議論を始めるのはこれまでの流れで考えると不可能だと思う。次回の部会までに、皆さんのお考えを聞きたい、場合によっては私の意見とは無関係に多数の意見に従う。(部会長)
- ・私は、私たちが4月頃までに整備計画の原案をつくることは考えていない。「河川管理者」が整備計画を作るときに「これだけは考えに入れるべき」という事項と内容をつくれれば十分だと思う。その後、「河川管理者」が出された原案についてどうするか、をまた議論していくと思っていた。この辺のことは次回部会の一番はじめに議論したい。(部会長)
- ・部会長は3月の段階で、私たちが原案までつくる必要はないと云われたが、委員1人1人の中である程度持っておく必要があると思う。そうしないと、個々の専門の範囲でしか考えなくなる。一人一人が計画をつくる立場に立って議論していくべきである。
- ・その通りだと思う。知恵を出すのは行政ではなく住民であり、その住民の知恵をいかに汲み上げるかが行政の役割であると個人的に思っている。(部会長)

・その他

- ・全ての河川事業に費用便益分析の概念をあてはめられるかという問題がある。河川管理者から、便益と費用の考え方を示して頂き、それを踏まえてどのような目標を持つべきか、議論を一度したい。
- ・費用便益の問題について、委員として考えられていることも一度話をして頂きたい。(部会長)
- ・現在行っている河川事業について、現段階では絶対に整備が必要であると思われるが、人間の暮らし方次第では、整備する必要がない状況にできたのではないかという事業もあり、このような議論もする必要があるのではないか。(部会長)
- ・海外には自然再生に向けて住民も参加して進めるプログラムを持つおもしろい河川が多い。

日本で、もしそのような河川があれば是非見たい。また、河川管理者がそのような情報を多く持っているのであれば、是非提供して欲しい。

- ・日本や海外のおもしろい河川の情報について、是非、委員や「河川管理者」から情報提供して頂きたい。(部会長)

現地視察について

- ・現地視察については、現段階で行うかどうかという議論がある。また、一本の河川を上流から下流まで一通り見るという意見が3委員から寄せられている。現地視察を行うのであれば、住民の意見を聴くという試みもしたいと考えている。(部会長)
- ・基本的に一度でも多く現場に行った方がいい。安曇川の上流から下流までの視察もとてもよいと思ったが、これまでの議論等も踏まえると、今の時期に丹生ダムが関係する高時川、姉川を上流から下流まで再度視察する必要があると思う。
- ・いろいろ議論をした上で「この問題については現場を見よう」となった場合に丹生ダムを視察することはありえると思うが、今の段階で視察することに意味があるのだろうか。皆さんのお考えをお聞きしたい。(部会長)
- ・安曇川、姉川には人工河川という稚魚を育てている場所があり、琵琶湖の魚の拠点となっている。ここの上流で起こっていることが、今、琵琶湖漁業を揺るがす重要な問題である。委員の皆さんに是非視察してもらい、議論して欲しい。
- ・安曇川は国土交通省の直轄河川ではないため、河川管理者も知らないことが沢山あると思う。データで見るのではなく、実態を総合的に見るという意味で現地視察は大事であり、河川管理者と委員と一緒に視察したいと考えている。

5. 今後の部会について

- ・流域委員会では、住民意見の反映方法について提言する必要があるが、その反映方法をどうするか、委員から意見を出して頂きたい。(部会長)
- ・琵琶湖部会は琵琶湖で閉じてしまっているわけではないので、琵琶湖に重点を置きながら、琵琶湖以外の淀川水系についてどう考えるのか、今後検討すべき項目の中で出していきたい。また、一般傍聴者の方でも検討すべき項目があれば、教えて頂きたい。(部会長)
- ・第6回部会は11月1日(木)13:30~17:00、クサツエストピアホテルを予定している。
- ・第7回部会は12月21日(金)午前中、ピアザ淡海を予定している。
- ・現地視察については11月20日に開催するという方向で庶務より案内を出す。(部会長)

以上

注1：速報は、会議の概要をできるだけ早くお伝えするものであり、随時修正される可能性があります。なお、議事内容の詳細につきましては議事録をご確認下さい。最新の速報及び確定した議事録はHPに掲載しております。

注2：委員名については、情報提供を行った委員のみ記載しています。

*この部会速報は府県等の記者クラブに配布しています。

第5回琵琶湖部会の説明資料より抜粋

河川管理者説明資料より

河川管理者より、資料2「人と川とのかかわり」を用いて、琵琶湖を中心とする淀川水系の現状（人と川とのかかわり）についての説明が行われました。
以下に資料より主なものを抜粋して掲載しています。

目次 - 「人と川とのかかわり」

人と川とのかかわり	
1. 洪水から街を守る	
2. 水利用	
2.1 瀬田川	2.2 野洲川
2.3 姉川	2.3 三田川 他7河川
3. 河川利用	
3.1 瀬田川	3.2 野洲川
3.3 草津川	3.4 姉川
3.5 三田川他7河川	
4. 琵琶湖周辺における生業(なりわい)	

洪水から街を守る(水防活動)-「水防活動とは」

水防活動とは！

- 人命と財産を災害から守る
- 堤防の機能を最大限発揮させるもの
- 被害を最小限にとどめるための人的な活動
- 自分たちの命や財産は自分たちで守るという、基本的な自己防衛活動

水防活動は河川改修と並ぶ「車の両輪」として、益々重要な使命を帯びてきている



説明資料一覧

配布資料

資料名	提供主体	ボリューム()内は頁数	資料請求 No
議事次第	庶務	A4(1)	B05-A
資料1	第5回委員会速報(暫定版)	庶務	A4(7) B05-B
資料2	現状説明資料:河川管理者提供「人と川とのかかわり」	河川管理者	A4(52) B05-C
資料3-1	現状説明資料:寺川委員提供「水上バイク問題に関する資料」	委員	A4(32) B05-D
資料3-2	現状説明資料:村上委員提供「目的合理型計画の功罪と形態交流社会の可能性」、「ラムサール条約と淀川水系流域管理」ほか関連資料	委員	A4(63) B05-E
資料4	今後の検討課題等に関する委員からの意見のまとめ(案)	庶務	A4(12) B05-F
資料5	現状説明資料:松岡委員提供「平成の時代の琵琶湖漁業を漁業者からの視点での現況について」	委員	A4(2) B05-G
資料6	琵琶湖部会における委員発言に対応する資料	委員・河川管理者	A4(10) B05-H
資料6追加	琵琶湖部会における委員発言に対応する資料(水上バイク関連資料)	河川管理者	A4(4) B05-I
資料7	第5回委員会(9/21開催)資料等	委員	A4(27) B05-J
資料8	会議の運営に関するお知らせ(第4回運営会議より)	庶務	A4(2) B05-K
参考資料1	淀川水系流域委員会 第4回琵琶湖部会(2001.8.22開催)速報	庶務	A4(11) B05-L
参考資料2	委員および一般からの意見	庶務	A4(9) B05-M
参考資料3	第4回委員会(H13.7.24)資料2;検討スケジュール(案)	庶務	A4(1) B05-N

注1:紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.22の「当日資料の閲覧・入手方法」をご覧ください。

注2:「 」のついた資料は原本はカラーとなっていますが一般傍聴者には白黒コピーを配付した資料です。ホームページでは、原本がカラーのものはカラーで閲覧頂けます。

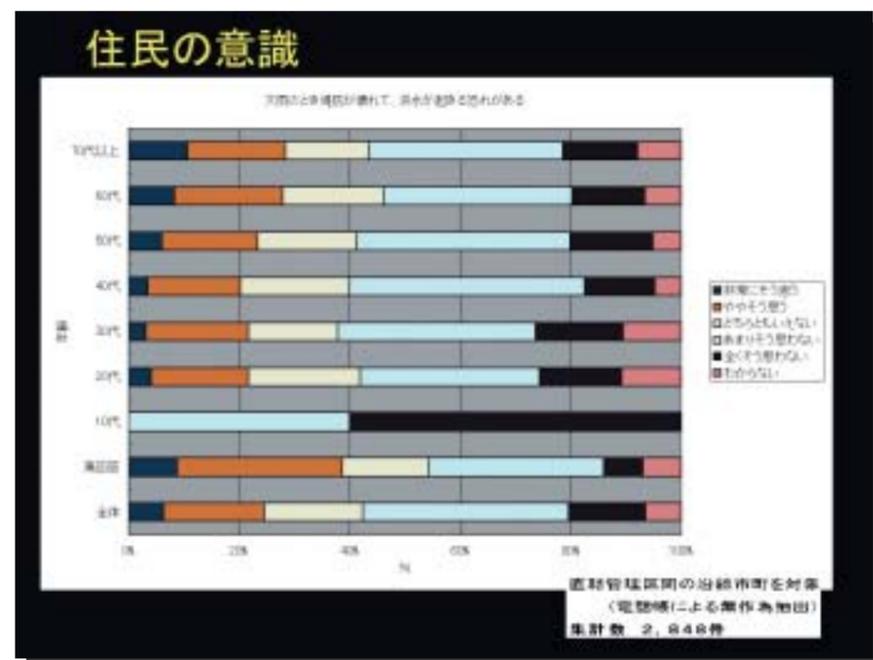
洪水から街を守る(水防活動)-「水防・消防団員の活動と水防工法」



洪水から街を守る(情報提供)-「洪水氾濫危険図の公表」



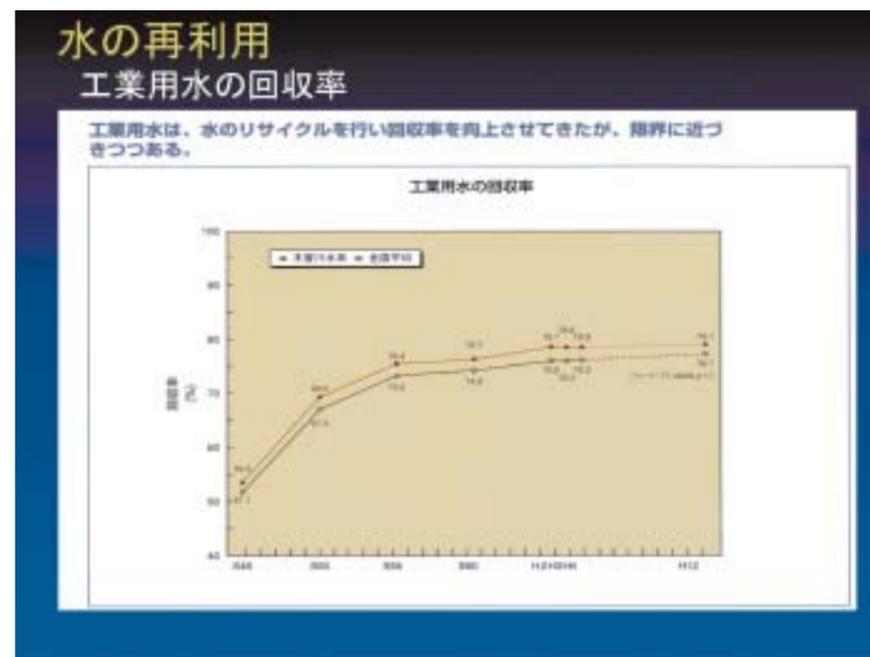
洪水から街を守る(住民意識)-「アンケート結果より」



水利用(節水)-「淀川水系における H12年湯水時の広報実績」

- ### 淀川水系における H12年湯水時の広報の実績
- ポスター・ステッカー・立て看板・懸垂幕等の配布・掲示
 - 広報誌・新聞広告・テレビ・ラジオ・ホームページなどによる広報・節水協力呼びかけ
 - 公用車への節水掲示
 - 市町村への節水協力依頼
 - 府県庁、市町村の庁内放送での節水呼びかけ
 - 利水者への節水協力依頼
 - 工業用水需給者等への文書による節水協力依頼

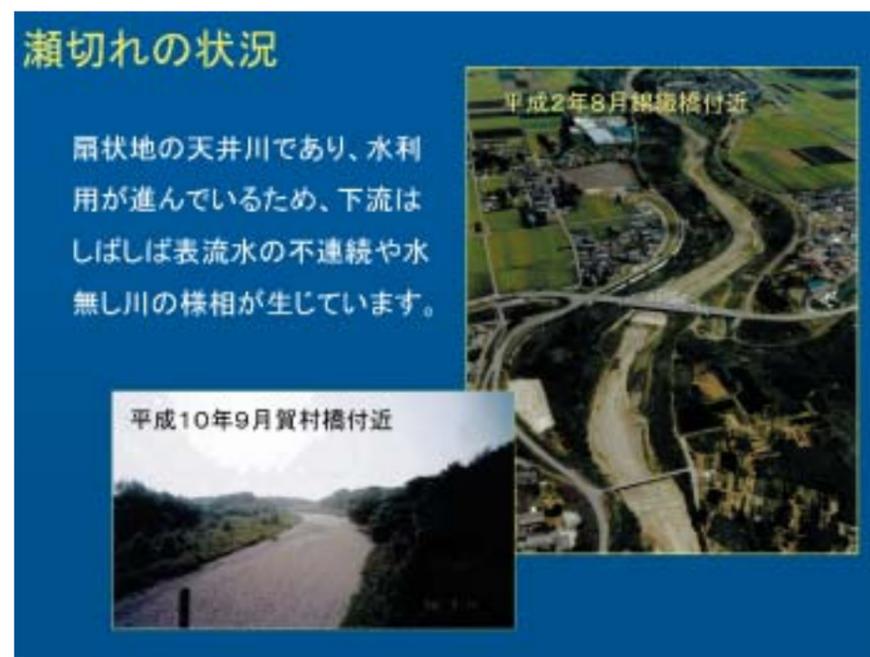
水利用(節水)-「工業用水の回収率」



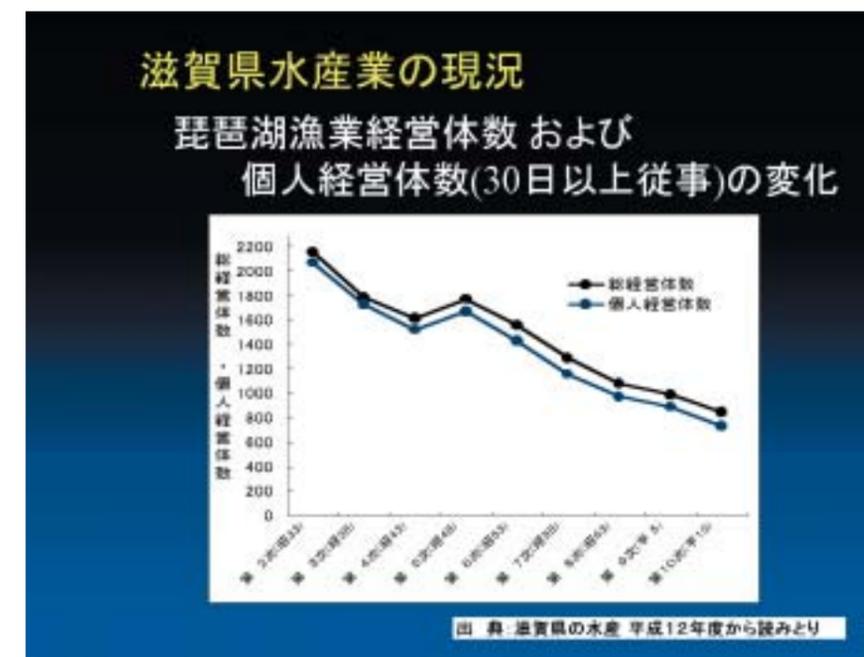
河川利用(瀬田川)-「瀬田川の水面利用」



水利用(節水)-「野洲川の瀬切れの状況」



琵琶湖周辺における^{なりわい}生業 - 「滋賀県水産業の現況」



寺川委員説明資料より

寺川委員より、資料3-1「水上バイク問題に関する資料」を用いて、水上バイクに関する現状と問題点についての説明が行われました。

以下に資料より主なものを抜粋して掲載しています。

水上バイク問題 - 「旧運輸省 琵琶湖水質調査結果」

**旧運輸省
琵琶湖水質調査結果(1999)**

	検出値 (mg/l)	環境基準等
ベンゼン	0.018	0.010
トルエン	0.153	0.6
キシレン	0.053	0.4
MTBE	0.043	0.013

単位 mg/l、出在家浜、岸から400m、夕方

寺川報告

水上バイク問題 - 「政府ならびに業界への要望書」

政府ならびに業界への要望書

- ◇ 国土交通省、環境省、厚生労働省
適正な水上バイク対策の早期実施
業界に対する適正な指導
「水資源保護法」等、有効な法整備
- ◇ 日本舟艇工業会
2ストローク艇の販売停止と回収
ユーザーおよび同伴者(特に未成年)の健康調査
水上バイク全環境データの公表
自動車排ガス規制をクリアする大気排出艇の開発
行政への協力

寺川報告

水上バイク問題 - 「現状と問題点 まとめ」

琵琶湖（閉鎖性淡水域）における水上バイクの現状と問題点

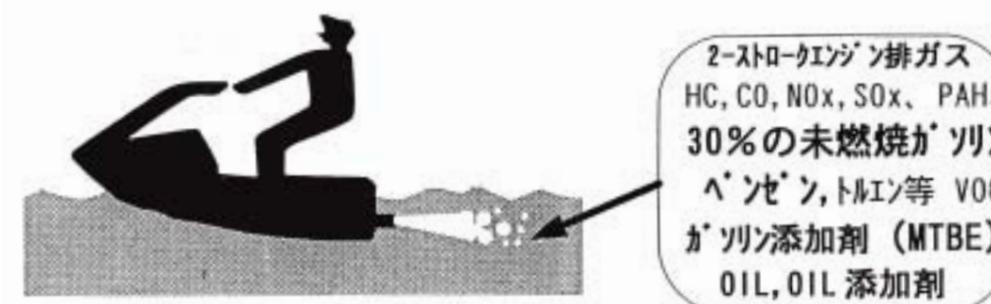
Green Wave（環境NGO）

★ 水質汚染 ～ 琵琶湖の水が危ない～

大排気量（1000CC以上）の2ストロークエンジンの生排気、排気、排油が湖中に撒き散らかされている。水上バイク数の増加、集中にともない活動水域では油が浮いている。

- 騒音、悪臭、マナー
各地で苦情がででは、地域ごとに自衛的な対策が講じられている。
各地で締め出され活動場所が集中してきている状況は悪化。
- 沿岸環境
重機、4WD等に踏みつけられるため湖岸の緑地帯の植物が著しい被害にあっている。
- 規制、条例
水上バイク運転者の安全を守る条例はあるが、水上バイクの公害に関する規制条例はない。
また、環境、自然に関する法律、条例等はあるが厳格に適用されていない。

水上バイクの排気イメージ



特に水質汚染の問題は、まず欧米で問題となり水上バイク活動水域で発ガン性の疑いのあるMTBEや発ガン性物質を含むVOC, PAHsが高濃度で検出されたことなどにより、閉鎖性水域や水道水源である湖沼、河川では次々に禁止となっている。日本では、規制がないため、琵琶湖の水上バイク活動水域で発ガン性物質のベンゼンがはじめて検出されるなど、危機的状況にあるにもかかわらず、未だに水道水取水口近くを走りまわっている状況にある。

水上バイクの環境負荷 琵琶湖で1日、1000台出艇、ガソリン50L/台 使用の場合
2ストロークエンジンは約30% ガソリンを未燃焼で排ガスとして水中に排出するので
50L×1000台×70%=35KL 分の汚い2ストロークエンジン排ガスと
50L×1000台×30%=15KL (ドラム缶75本分) のガソリンが
たった1日で琵琶湖の水の中にぶち込まれることとなります。

上記の算出根拠は
米国 カリフォルニア州環境局大気部門文書 「水上バイク(マリンエンジン)の規制、(環境負荷)」
水質汚染の詳細については Green Wave HP: <http://www.gwa.jp/green/> で

村上委員説明資料より

村上委員より、資料3-2「目的合理型計画の功罪と形態交流社会の可能性」、「ラムサール条約と淀川水系流域管理」ほか関連資料を用いて説明が行われました。

以下に資料より主なものを抜粋して掲載しています。

目的合理型計画の功罪と形態交流社会の可能性について

要旨

近代において主流を成してきた問題解決手法は、さまざまな要因が積み重なっている問題を分解し、個々に対して時間やコストの効率を追求した計画を立ててそれを忠実に実施することであった。

しかし、そうしたアプローチは空間や時間の重層的な意味や価値をうすれさせると同時に、個人の全体性を崩壊させ、時間を「切り売り」しながら生きながらえる存在へと貶めている。さらに部分的・短期的な効率を高めることの裏返しとして、広域・長期にわたる影響を徐々に蓄積している。

今後、河川管理において「河川環境の整備と保全」を目的とするということは、こうした「目的合理型」の問題解決手法から、河川に関わるさまざまな主体間での交流の中でそれぞれにとって最適な形態が作りあげられる「形態総合型」の問題解決手法へと、根本的なスタンスを変革することと考えられる。

そしてそのためには個人のコミュニケーション能力（対人のみならず、いわゆる「自然」や「時空間」との対話能力）の開発が不可欠であると考えられる。特に今後の「市民」となる年少者の発育の場として、河川や琵琶湖を見直す必要がある。

目的合理システムと形態交流システム

	目的合理システム（機械的）	形態交流システム（有機的）
目標	一定	変化する
空間の機能や意味	単一か若干数	重層的
ユニットに必要な能力	指示への忠実性 効率性	状況判断能力 創造的 調整能力
状況変化への対応	破壊と再構築	しなやかな適応

具体的な提案 - 「川守（仮名）」の育成および制度化について

- 1) 河川全般にわたる知恵を持ち
- 2) 地域住民や外部からの来訪者および他の管理区間との間の合意形成をできる人材を育成し、各河川（場合によっては河川の上流から下流にかけて数箇所）に配置することが必要である。

河川技術者のみならず、現在の水防団などの自治組織、各地のNPOなどの中から人材を育成し、「川守」という一つの職業を確立してはどうだろうか。

川守（仮名）に必要な知識

: 河川工学（土木）、水理学、生態学、社会学、民族学、歴史学、教育学など

川守（仮名）に必要な技能

: 土木技術、水防技術、インタープリテーション技術、合意形成技術など

ラムサール条約と淀川水系流域管理

ラムサール条約は「湿地」保全の条約であり、湿地とはいわゆる湿原のみでなく、湖や川、水路や水田も含む。登録湿地だけが条約の対象であると誤解されることが多いが、条約では国内にある全ての湿地の保全を求めている。よって淀川水系も全てラムサール条約が適用される水域である。

ラムサール条約の活用提案の一例として、住民参加と流域管理に関する文書を紹介する。

住民参加に関わる文書

「決議 .8 湿地管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン」

地域住民の参加を有効に機能させるための条件としてガイドラインに掲げられている項目を以下に要約した。

1. 利害関係者の信頼関係の構築。政策決定にあたっての透明性の確保。情報の十分な提供。
2. 明確な目標・実施内容の設定。事後評価の徹底。
3. 行動から学ぶプロセス。柔軟な計画変更。
4. 経済的な評価。奨励策や財政措置の積極的活用。
5. コーディネータの養成と、その役割への理解浸透。
6. 地元が存在している伝統的な知恵と科学的知見との融合。

いずれもが、琵琶湖・淀川水系の課題として挙げられる。

また、「すべての状況で効果を発揮するようなプロセスを作り上げる、特定の取組や処方箋があるわけではない」（決議 .8の12.b）と、一律のやり方ではなく、個々の場面に応じた対応が必要であることが述べられているのも示唆深い。

「総合的な水管理」にかかわる議論

「決議 .18 河川流域に湿地の保全と賢明な利用を組み込むためのガイドライン」

一つは環境経済学的評価の必要性が繰り返し説かれていることである。それに関連して「河川流域管理にかかるコスト分担の仕組みの構築」（決議 .18のA5）や「水への生態学的需要の見積もりの必要性」（決議 .18のF）などが求められていることも参考になる。

もう一つは、利害関係者が一同に会する機会をつくることと、その中で責任を持った管理計画を作る調整機関を設置することが繰り返し強調されていることである。

結論

1. 多様な機能や意味を持つ「河川環境」の保全は形態交流型のシステムでなければ達成できないと考える。そのためには個々人のコミュニケーション能力の向上が必要である。
2. 琵琶湖・淀川水系の管理を考える上で、ラムサール条約は、課題と取組の枠組みと具体的知見を提供している。
3. 住民参加や普及啓発、流域管理など様々な課題の解決において、河川や湖沼と生き物と人との仲介役となれる人材の育成が鍵をにぎっている。

これから開催される委員会および部会等について

12月11日以降に開催が予定されている委員会または部会等は以下の通りです。
会議の傍聴をご希望の方、もしくはご意見等をいただける方は、電子メールまたはFAX
でお申込みください(別紙 もしくは のFAX送信票をお使いください)。

日時	会議	場所
12月17日(月) 13:00 ~ 17:00	第10回 淀川部会	大阪府立国際会議場(グランキューブ大阪) 10階 1003号室 大阪市北区中之島5-3-51 TEL:06-4803-5555 JR・阪神福島駅、JR東西線新福島駅から徒歩10分 / 市営地下鉄阿波座駅から徒歩10分 / 大阪駅から市バス(53系統・幹55系統)で15分、「堂島大橋」バス停すぐ 大阪駅および淀屋橋駅から、隣接するリーガロイヤルホテルへのシャトルバスもご利用いただけます
12月18日(火) 17:00 ~ 20:00	第6回 猪名川部会	大阪府立国際会議場(グランキューブ大阪) 10階 1003号室 所在地・交通に関しては第10回淀川部会を参照下さい。
12月21日(金) 9:45 ~ 12:45	第8回 琵琶湖部会	ピアザ淡海 3階 大会議室 大津市におの浜1-1-20 TEL:077-527-3311 JR大津駅から京阪・近江バス なぎさ公園線8分 ピアザ淡海下車 / JR膳所駅から徒歩12分 / 京阪電車石場駅から徒歩5分
12月21日(金) 14:00 ~ 16:00	意見聴取の試行のための会 (琵琶湖部会有志の集い)	ピアザ淡海 3階 大会議室 第8回琵琶湖部会の終了後、同会場にて開催されます。 所在地・交通に関しては第8回琵琶湖部会を参照下さい。

今後の会議開催日程のお知らせについて

会議の開催日程や場所が正式に決まりましたら、最新のニュースレターやホームページ等で、随時ご報告いたします。

これまで開催された委員会および部会等について

これまで(12月10日現在)以下の会議が開催されています。

	会議	開催日
委 員 会	第1回委員会	平成13年2月1日(木)
	第2回委員会	平成13年4月12日(木)
	第3回委員会	平成13年6月18日(月)
	第4回委員会	平成13年7月24日(火)
	第5回委員会	平成13年9月21日(金)
	第6回委員会	平成13年11月29日(木)
琵 琶 湖 部 会	第1回琵琶湖部会	平成13年5月11日(金)
	第2回琵琶湖部会(現地視察)	平成13年6月8日(金)
	第3回琵琶湖部会(現地視察)	平成13年6月25日(月)
	第4回琵琶湖部会	平成13年8月22日(水)
	第5回琵琶湖部会	平成13年10月12日(金)
	第6回琵琶湖部会	平成13年11月1日(木)
	第7回琵琶湖部会(現地視察)	平成13年11月20日(火)
淀 川 部 会	第1回淀川部会	平成13年5月9日(水)
	第2回淀川部会(現地視察)	平成13年6月2日(土)
	第3回淀川部会	平成13年7月6日(金)
	第4回淀川部会(現地視察)	平成13年8月9日(木)
	第5回淀川部会(現地視察)	平成13年8月11日(土)
	第6回淀川部会(現地視察)	平成13年8月19日(日)
	第7回淀川部会	平成13年9月10日(月)
	第8回淀川部会	平成13年10月31日(水)
	第9回淀川部会	平成13年11月26日(月)
猪 名 川 部 会	第1回猪名川部会	平成13年5月23日(水)
	第2回猪名川部会(現地視察)	平成13年6月7日(木)
	第3回猪名川部会(現地視察)	平成13年6月21日(木)
	第4回猪名川部会	平成13年8月7日(火)
	第5回猪名川部会	平成13年10月9日(火)
そ の 他	設立会	平成13年2月1日(木)
	発足会	平成13年2月1日(木)
	第1回合同懇談会	平成13年2月1日(木)

当日資料の閲覧・入手方法

紙面の都合上、ニュースレターでは資料内容を省略していますが、以下の方法で資料を閲覧、または入手することができます。

ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料は閲覧のみ可能とさせていただきます。

ホームページ

会議で使用した資料は、ホームページで公開しております。アドレスは以下の通りです。

<http://www.yodoriver.org>



郵送

郵送による資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております（希望部数が多い場合には、コピー代も実費でいただくことがありますので、予めご了承ください）。

ご希望の方は、別紙の「FAX送信票」にご記入のうえ、FAXまたは郵送で庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

別紙

淀川水系流域委員会
ご意見用FAX送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 淀川水系流域委員会へのご意見をご記入ください。

寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

ご意見を公表する場合には、団体・会社名（または居住地）とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

2. 下記にご記入下さい。

団体・会社名 _____)

ご住所 (〒 _____)

TEL(_____)

E-Mail(_____)

お名前 _____)

別紙

淀川水系流域委員会傍聴申込
および資料請求用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 委員会または部会への傍聴を希望される方は、下記に希望する会議の名称と開催日をご記入下さい。会議開催の4日前までに傍聴を受け付けた場合は「受付のお知らせ」ハガキをお送りします。
会議のお知らせは、本ニュースレターのP.20もしくはホームページを参照下さい。

開催日 例) 月 日	会議名 例) 第 回淀川部会		

2. 第5回琵琶湖部会の資料郵送を希望される方は、P.10の配付資料リストを参照頂き、下記に送付を希望される資料の資料請求Noと資料名、必要な部数をご記入下さい。

資料請求 No 例) Y05-E	資料名 例) 資料3-2 現状説明資料(淀川水系の京都府下7河川の漁業について)	部数 例) 1

3. 下記にご記入下さい。(必ず ~ 全てにご記入下さい)

団体・会社名 ()

ご住所 (〒)

TEL ()

E-mail ()

お名前 (複数名での傍聴を申し込まれる場合には、全ての方のお名前をお書き下さい。)

淀川水系流域委員会 琵琶湖部会ニュース No.5

2001年12月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

研究員：新田、柴崎、原

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

TEL:(06)6341-5983 FAX:(06)6341-5984

E mail:k-kim@mri.co.jp

流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局 / 淀川工事事務所 / 琵琶湖工事事務所 / 大戸川ダム工事事務所 / 淀川ダム統合管理事務所 / 猪名川工事事務所 / 猪名川総合開発工事事務所 / 木津川上流工事事務所 / 水資源開発公団 関西支社 / 滋賀県 土木交通部河港課 / 京都府 土木建築部河川課 / 大阪府 土木部河川室 / 兵庫県 土木部河川課 / 奈良県 土木部河川課 / 三重県 伊賀県民局

* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。